

韮崎市第3次環境基本計画

令和5（2023）年度～令和13（2031）年度

～自然と共生する持続可能な美しいふるさと～



計画策定の背景

韮崎市は、平成14(2002)年9月に、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要とされる良好な環境の確保及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的に「韮崎市環境基本条例」を制定し、これに基づき、平成15(2003)年3月に、「韮崎市第1次環境基本計画(目標年度:平成24(2012)年度)」、平成25(2013)年3月に、「韮崎市第2次環境基本計画(目標年度:令和4(2022)年度)」を策定しました。

第2次の計画においては、本市を取り巻く環境の変化に対応した取組みを行っていくこと、また、市民・事業者・市の役割と連携のあり方を見直すことを目的として、「みどり輝く豊かな未来」を望ましい環境像として定め、その実現に向けて取り組んできました。

この間、我が国の環境問題を取り巻く社会情勢は変化し続け、平成27(2015)年12月にはCOP21でパリ協定が採択、平成28(2016)年11月に発効され、日本では、令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で46%削減することを目標として掲げるとともに、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

山梨県では、令和3(2021)年2月に県内全市町村共同による「やまなし『ゼロカーボンシティ』宣言」を行い、本市においても県及び他市町村と一体となり、カーボンニュートラル実現に向けた取組みを推進しています。

また、平成27(2015)年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された国際目標であるSDGs(Sustainable Development Goals)が国連サミットで採択され、我が国においても地方自治体を含む様々な事業体でSDGsの目標に資する取組みを推進しています。

こうした背景のもと、第2次の計画における取組みを検証するとともに、新たな環境課題にも対応するため「韮崎市第3次環境基本計画」を策定しました。

対象とする区域及び環境の範囲

本計画の対象とする区域は、原則として本市全域となります。

また、「環境」の対象範囲は、次のとおりです。

対象とする環境	主な内容
自然環境	生態系・動植物の保全、自然景観の保全、土地利用、公園 等
生活環境	水質、大気、土壌、騒音、振動、悪臭、都市景観の保全 等
循環型社会	廃棄物の減量化、リサイクルの推進 等
地球環境	脱炭素社会の実現、地球温暖化対策 等

計画の期間

本計画の計画期間は、令和5(2023)年度から、総合計画の後期計画策定翌年の令和13(2031)年度までの9年間とします。

これにより、次期環境基本計画策定時に総合計画後期との整合性が図られ、より実情に即した計画を策定することができます。

また、本計画は長期にわたる計画であるため、社会情勢等を踏まえ、中間見直しを行うものとします。

年 度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
韮崎市 総合計画	第7次総合計画 8か年				第8次総合計画(予定) 8か年					
	後期 4か年				前期 4か年				後期 4か年	
環境基本 計画	第3次環境基本計画 9か年									
	中間見直しを実施				計画期間満了に伴う見直し				次期計画	

韮崎市の望ましい環境像

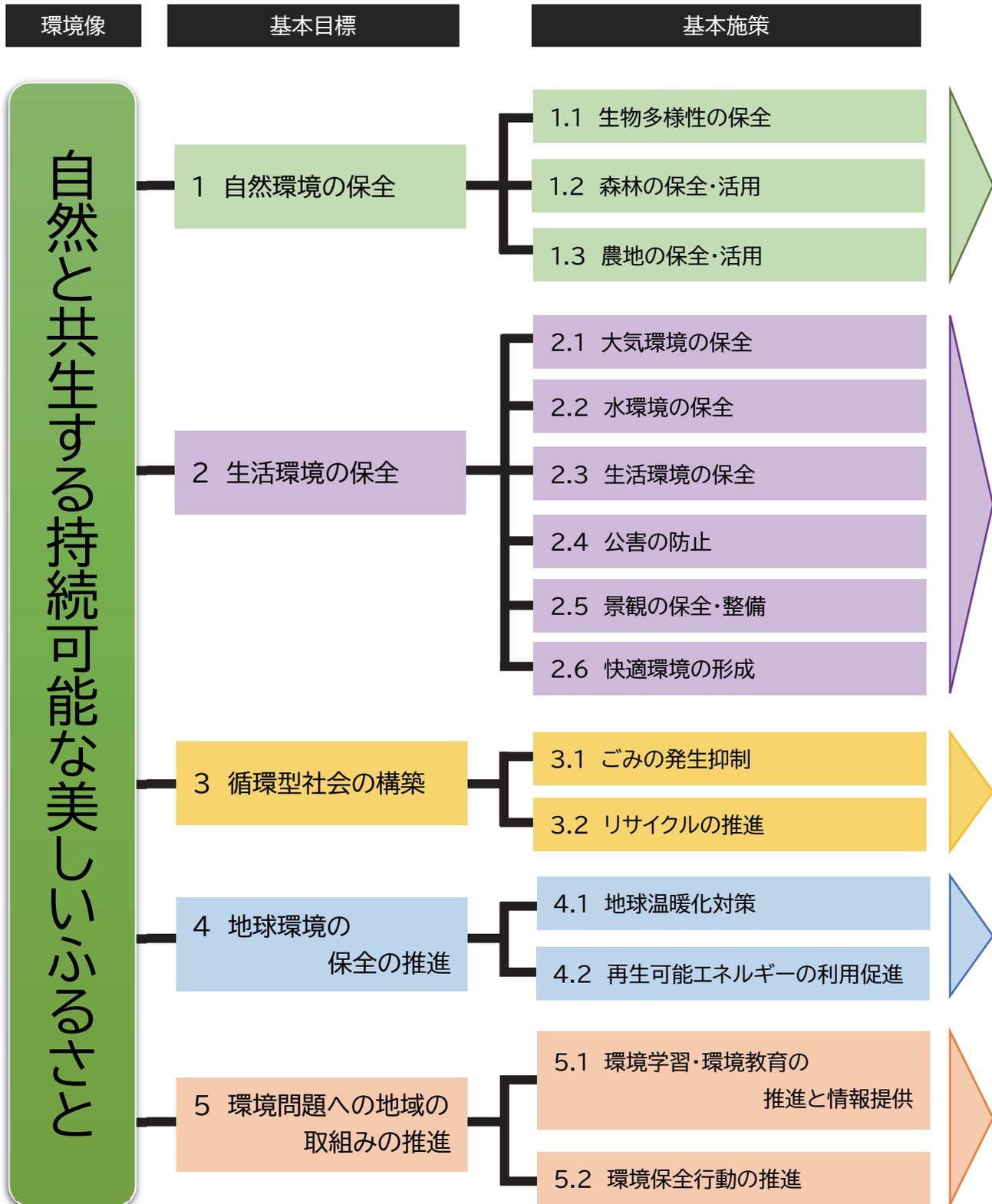
自然と共生する持続可能な美しいふるさと

本計画策定に際し実施したアンケート調査によると、市民は豊かな自然や生活との共生を図り、持続可能な社会を構築することを求めており、そのためには循環型社会、脱炭素社会の実現に取り組む必要があります。そこで、韮崎市の望ましい環境像を「自然と共生する持続可能な美しいふるさと」と定め、目標を達成するために、市民一人ひとりが主役であることを自覚し、次世代につながるまちづくりに取り組むとともに、市民並びに事業者、市の三者協働による様々な取組みを推進します。



取組みの体系

「自然と共生する持続可能な美しいふるさと」を実現するため、次のとおり5つの基本目標を掲げ、15の施策を推進します。



施策の方針

- 1.1 動植物保護のための事業の推進や生態系・農林業への被害抑制を図ります。
- 1.2 森林の持つ公益的機能の回復・維持に努めるとともに、市民・事業者との協働による森林保全活動や森林環境教育を推進します。
- 1.3 農業従事者の確保に努めるとともに、遊休農地や耕作放棄地の適切な管理を促進します。

- 2.1 大気汚染物質の排出量低減に向け、工場・事業所への指導や、自動車排ガスへの対策、環境負荷の少ない交通体系の検討等、発生源の対策に努めます。
- 2.2 公共下水道や合併処理浄化槽の整備の推進、河川の常時監視、水路の整備及び河川清掃等を実施し、水質汚濁の防止や、良好な水辺環境の形成に努めます。
- 2.3 騒音・振動・悪臭に関する規制基準の遵守の指導やダイオキシン類の現状把握、発生抑制に努めます。
- 2.4 公害の防止を推進するとともに、発生した公害苦情に対しては、原因解明、再発の防止に努めます。
- 2.5 良好な市街地景観やシンボル景観の形成、豊かな景観資源や歴史・文化資源の保全・活用による地域づくりに努めます。
- 2.6 人と自然が触れ合える場の提供を図るとともに、市民と市との協働による美化活動の推進及び文化の継承・活用に努めます。

- 3.1 廃棄物の減量化や再資源化、市民・事業者・市が一体となった取組みの推進に努めます。
- 3.2 過剰包装の拒否、フリーマーケットの利用、資源ごみの分別回収等、市民一人ひとりが積極的に活動するための情報や場の提供を推進します。

- 4.1 温室効果ガス排出の削減に取り組み、ゼロカーボンシティとしてカーボンニュートラル実現に向けた取組みを推進します。また、省エネルギー活動の周知啓発を行い、エネルギー消費の低減に向けた取組みを推進します。
- 4.2 再生可能エネルギー施設の導入や市民への情報提供等を通じて循環型社会の構築に努めます。

- 5.1 まちづくり出前塾や環境講座、イベント等により、子どもを含めた市民への環境学習の場を提供するとともに、専門知識を有した人材の育成に努めます。
- 5.2 事業者の環境マネジメントシステムの導入や、市民との協働による環境保全活動を推進するとともに、環境コミュニケーションの構築に努めます。

主な取組み

本計画で示す各取組みは、望ましい環境像の実現に向けた行動であるとともに、「SDGs(持続可能な開発目標)」に資する取組みとして位置づけます。

自然環境の保全



■ 自然公園・天然記念物等の保全

国立公園・県立自然公園自然環境保全地区の保全協力に努めます。

また、保全活動を行うにあたり、ボランティア団体との連携についても推進します。

■ 自然保全活動の推進

ユネスコエコパークに登録された南アルプスとその周辺、保安全管理と利活用を推進します。

■ 鳥獣被害対策

韮崎市鳥獣被害防止計画に基づき、森林生態系への影響や、サル・シカ・イノシシなどによる食害を最小限に抑えつつ、地域と一体となった対策を推進します。

また、食害が増加する要因、食害による被害、食害動物の種・生息域について把握し、侵入防止や駆除を推進します。

■ 遊休農地や耕作放棄地の発生防止

農業委員や農地利用最適化推進委員等の協力を得ながら、遊休農地・耕作放棄地の現状を把握し、保安全管理を推進するとともに、所有者に対して土地の管理についての意向調査を行うほか、適切な管理を促します。

■ 森林の適正な管理

松くい虫防除事業に基づき、伐倒処理や薬剤の樹幹注入などの松くい虫の駆除及び予防を計画的に行い、被害を最小限に抑えます。同時に間伐、枝打ち等を推進し、森林の荒廃を防ぎ、公益的機能を向上させることで、脱炭素社会の実現に努めます。

生活環境の保全



■ 公害苦情の適正処理

発生した公害苦情に対して、現地の調査等により原因を究明し、適切な処理・指導を行います。

■ 工場・事業所への指導

県や関係機関と協力し、工場・事業所への立ち入り検査を行い、設備の適正な管理や騒音・振動・悪臭に関する規制基準の遵守について指導します。

■ ペットの適正飼育

市広報やホームページ、SNS等を活用し、ペットの飼い方、マナーについての普及啓発に努めるとともに、野良猫へのTNR活動など、ボランティア団体と連携した活動を推進します。

■ 計画的な市街地の形成

韮崎市都市計画マスタープランに基づき市街地を計画的に整備し、ユニバーサルデザインに配慮した良好な景観の形成を図ります。

■ 景観計画の推進

本市の豊かな景観資源を将来にわたって守り活かすため、韮崎市景観計画を市民との協働により推進します。

循環型社会の構築



■ 一般廃棄物処理基本計画の推進

韮崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の発生・排出抑制、資源化、リサイクルの普及啓発、環境教育の推進等を計画的に進めます。

■ 廃棄物減量化の推進

ごみ減量アクションプランに基づき、市民・事業者・市の三者が「チームにらさき」として廃棄物の削減に努めます。

■ 常時回収可能な拠点リサイクル会場の設置

市内各地区リサイクルステーションを維持するとともに、資源ごみを常時回収できる拠点リサイクル会場を設置します。

■ 3R+1活動の周知啓発

環境講座や市広報、ホームページ、SNS等を活用し、3R+1活動について市民・事業者への周知啓発に努めます。

地球環境の保全の推進



■ 地球温暖化対策実行計画の推進

韮崎市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業における温室効果ガスの排出量削減に取り組めます。

■ 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入

脱炭素化を推進するため、庁舎への新たな太陽光発電設備の導入を目指すとともに、公共施設等への設備導入を検討します。

■ 再生可能エネルギーに関する情報の提供

環境講座やまちづくり出前塾、市広報やホームページ、SNSを通じて、再生可能エネルギーに関する情報を市民に提供し、普及啓発に努めます。

■ 再生可能エネルギーの利用促進

クリーンエネルギー普及促進事業費補助金などにより、再生可能エネルギー設備や電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド車(PHV)等の導入を促進します。

■ 公用車への環境負荷の少ない自動車の導入促進

公用車の適正台数について把握し、新規購入・更新にあたっては、環境負荷の少ない電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHV)等の選択を検討します。

環境問題への地域の取組みの推進



■ 市民に向けた環境学習の推進

まちづくり出前塾において、市の環境に関する施策や社会情勢に則したテーマを検討し、市民への環境学習の充実を図ります。

■ 市民協働による美化活動の推進

アダプトプログラムを推進し、市民と市の協働による地域の道路・公園・河川等の身近な公共空間の環境美化を推進します。

■ 環境コミュニケーションの構築

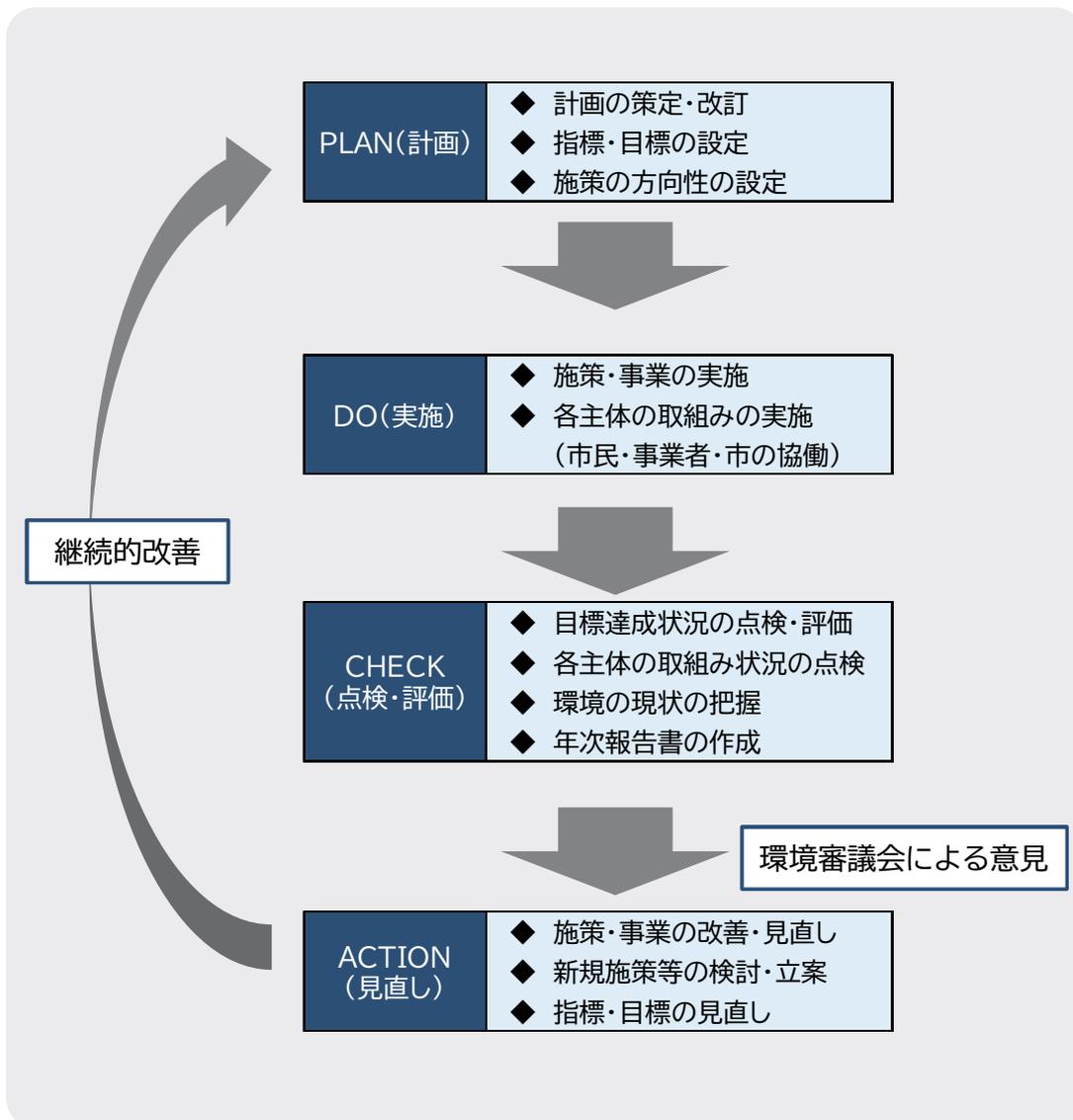
環境を題材とした研修会・シンポジウム等を開催するなど、市民・事業者・市が積極的に参加できる環境コミュニケーションの構築に努めます。

計画の推進

本計画は、計画(PPLAN)→実施(DO)→点検・評価(CHECK)→見直し(ACTION)のPDCAサイクルに基づき毎年度の進捗状況の把握、評価を行います。

進捗状況は、環境目標の達成状況について経年的な動向を把握し、評価は、葦崎市環境審議会に意見を求めます。

なお、上記の点検・評価結果は「葦崎市環境基本計画年次報告書」としてとりまとめ定期的な公表を行い、市民や事業者等から意見を求め、次年度以降の計画の推進に反映します。



葦崎市役所 市民生活課
〒407-8501 山梨県葦崎市水神一丁目3番1号
TEL 0551-22-1111
FAX 0551-23-0249